

令和8年6月1日

電子的診療情報連携体制整備加算2に係る掲示について

当院では、マイナンバーカードを利用し医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① 医師等が診察を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ② マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ③ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しています。